

法人会は「健全な経営・正しい納税・社会に貢献」をテーマに活動する経営者の団体です

## 特集

### 『種苗法』

### が改正されました



右から2人目が千田専務



企業リレー 【毎号表紙を飾っていただくのは各企業の社員さんです。】

#### とんかつ屋 金太郎 株式会社ニカイドウ

専務取締役 千田 広幸

「お客様のお会計は、長くつを履いてお越しいただきましたので、100円割引いたします。」「えっ？」

で、お馴染みのとんかつ屋金太郎です。当店では農繁期の田植え時期4～6月と稲刈り時期9～10月の時期に、長くつを履いてご来店いただきますと、お食事代から100円割引をする「長くつ割引」を名物イベントとして、行なっています。それに伴いまして、当店一番人気の上口ソースかつお定食に茶碗蒸しやミニ山菜そばまたはうどんが付いたセットメニューの「大豊作定食」も好評をいただいております。さらにテレビにも取り上げられた珍メニューデザート「バナナかつ」もご用意しております。気になる方はぜひ、お越しくださいませ。この様に、いろいろな挑戦してしまう企業になってしまいました。

そして、オープンから10周年を迎えた平成29年11月には、座敷を改装し舞台付きの宴会場「金太郎劇場」も幕を開きました。地元の方に発表会等に使っていただくべく立ちました。当店ではスタッフとお客様から成り立つ劇団夢処族も立ち上げました。大衆演劇の歴史を持つ社長の孫の金太郎(芸名)が座長を務め、芝居や唄やコント、舞踊ショーなどを約3ヶ月おきに、無料でイベントを行なっています。私も自ら舞台に立ち一緒に盛り上げようと日々精進しております。

現在では、隣町の一関ケーブルネットワークで冠番組を持ち「金太郎劇場TV」として舞台の様子を放送していただいております。飲食業ではありますが、枠を超えてこれからのいろいろな挑戦し、お客様に喜んでいただけるような企業を目指したいと思っております。

企業紹介と言う事でしたが、「一応」とんかつ屋ですので、皆様ぜひお食事をしにとんかつ屋金太郎本店と金太郎金成イオン店にお越し下さいませ。これからも宜しくお願いします。どうぞ晴れ。

●企業リレー ●活動レポート 令和3年10月後半～令和4年1月

めざまします。「みんなの法人会」



# 種苗法が改正されました

## 種苗法をご存知ですか？ ～種苗法の改正～

有限会社 兵藤種苗商事 代表取締役  
日本種苗協会 宮城県支部長 兵藤 充彦



家庭菜園を楽しまれる方や農業従事者の方、趣味で園芸をされているみなさんに、この法律の改正内容を十分に知ってもらい、問題点となるポイントを把握して、楽しく植物を栽培していただきたいと思えます。

優れた種苗の品種は、日本の食と農を支え、海外に市場を広げる底力となり、同時に、優良な品種を保護し、新しい品種の開発もさらに促進していく必要があるのです。

### 1 種苗法と制度について

種苗法は「品種の育成の振興(品種登録制度)と種苗の流通の適正化(指定種苗制度)」を図り、(日本の)農林水産業の発展に寄与すること」を目的としています。

「品種登録制度」は育成者権の権利保護強化であり(例えば音楽・映像(著作権)の不正コピー等)、特に育成者権者が意図しない知的財産権(育成者権)の流出を防止することが目的となっています。

「指定種苗制度」は種苗の適正な流通をはかるため、指定種苗の表示に関する規制、生産などに関する基準の設定に関して定められた制度です。

### 2 種苗法改正の背景について

登録品種が海外に流出して、他国で増産され第三国に輸出される事例(シャインマスカット・紅秀峰など)があり、我が国の農林水産業の発展に支障が生じています。育成者権侵害の立証には品種登録時の種苗との比較栽培が必要とされる判決が出るなど、育成者権の活用がしづらさも顕在化しており、登録品種を育成者権の意思に応じ海外

流出の防止等の措置が出来るようにすると共に、育成者権を活用しやすい権利とするために品種登録制度の見直しを図る目的で改正されます。

### 3 種苗法改正の内容について

種苗法の一部を改正する法律は、令和2年12月2日に成立し、同月9日に公布され、主な条文の施行日は令和3年4月1日及び令和4年4月1日となっています。

法改正のキーワードは「登録品種の保護」「育成者権の強化」です。

登録品種の中には、開発に要した時間や多くの労力、そして多大な経費が詰まっており、このような品種には、開発した人の権利も及ぶこととなります。

※種苗法で登録された品種(登録品種)には、育成者権(知的財産権の一つ)があります。

#### ① 海外への種苗の持ち出し事項



☑ 海外への持ち出しに注意  
(令和3年4月1日から種苗への表示が義務づけられています)

海外持出禁止との条件が定められている場合は、この様な種苗の海外への持ち出しは法令違反になります。

※UPOV(ユポフ)条約加盟国であって、品種の保護が適正に行われる国を「指定国」として指定し、指定国以外の国への種苗の持ち出しを制限する旨の利用条件で、登録品種の国外への持ち出しを制限できるよつになります。

#### ☑ 栽培地域が限定された品種もあります

(令和3年4月1日出口願品種から適用)  
登録品種には、海外持出禁止や栽培地域の限定などの条件を付けることが可能になります。

※品種の産地を形成しようとする地域を「指定地域」として指定し、指定地域以外の地域での栽培(収穫物の生産)を制限する旨の利用条件で、登録品種の国内指定地域外での栽培を制限できるようにあります。なお「指定地域」以外であっても許諾により栽培は可能です。

#### ② 種苗を増殖する場合の注意事項

##### ☑ 増殖には許諾が必要です

令和4年4月1日から登録品種の収穫物の一部を自分の種苗として使うことにも、育成者の許諾が必要になります。(育成者が認めていければ増殖できます)

※改正前の種苗法で自家増殖とされている行為です。

##### ☑ 増殖した種苗の販売や譲渡には許諾が必要

増殖した登録品種の種苗は、これからも今までと同様に許諾なしには譲渡や販売はできません。

※(許諾条件の例)

- ・少なくとも3年に1度種子を更新すること
- ・特定の栽培指針に従った栽培を行うこと等

☑ 簡易な許諾方法  
育成者が認めていければ、団体を通じた簡易な許諾手続きも可能です。

※毎年種苗を購入している場合や、既に県域団体や種苗業者が一括して許諾を得、その許諾に基づき改正前の種苗法における自家増殖に当たらない増殖を行っている場合は、改正法でも扱いは変わりません。

#### ③ 表示の確認事項

##### ☑ 表示を確認しましょう

(令和3年4月1日から義務化)  
登録品種の種苗には、「登録品種」などの表示があります。

※種苗を購入する際は、表示を確認しましょう。

◎「登録品種」の文字を記載

◎「品種登録」の文字及びその品種登録の番号

◎省令に定める標章 (PVPマーク)



☑ 利用条件にも注意  
国内栽培地域の限定など条件が有る場合がありますので、種苗への表示を確認しましょう。

#### 4 種苗法改正のポイント

それは、「登録品種」ではありませんか？

##### ◇ 育成者権の保護期間

品種登録後 最長25年間  
果樹等の大木 最長30年間

※在来品種や登録品種の権利期間が終了した一般品種は誰もが自由に利用することができます。

※登録品種でも家庭菜園など自分の消費や楽しみの中で使う範囲での自家増殖は可



能です。  
ただし、第三者に種苗を譲渡するのはダメ。  
※「登録品種」「遺伝子組み換え(GMO)」とは全く違うものです。



**5 故意に種苗法に違反した場合の罰則**

登録品種の保護のための措置として、民事上では育成者権の侵害によって発生した損害の賠償請求(過失が必要)、刑事上では刑事罰(侵害の罪)(故意が必要)に問われる場合があります。

**罰金 最高1千万円以下**  
(法人は最高3億円以下)  
懲役最高10年以下

**6 おわりに**

優良な種苗の開発は、農業の発展を支える重要な要素であり、環境や消費者のニーズに合った生産性の向上と付加価値の増加さらには市場での希少性を生み出します。参考までに(2019年農林水産省作成)の登録品種の割合をみてみましょう。

米17%、みかん3%、りんご15%、野菜9%、ばれいしょ10%、ぶどう13%  
優良な種苗の流出による農業者の逸失利益が少しでもなくなればと願うばかりです。



**お役立ち情報サイト**

**種苗法の改正について**  
【農林水産省】  
<https://www.maff.go.jp/shokusan/syubyouhou/index.html>  
種苗法の改正の背景、改正の内容などを掲載しています。  
担当：知的財産課 種苗室 種苗企画班  
TEL：03-6738-6443

**品種登録ホームページ**  
【農林水産省】  
<http://www.hinshu2.maff.go.jp/index.html>  
品種登録に関する情報が掲載されています。  
担当：知的財産課 種苗室 種苗企画班  
TEL：03-6738-6443

**税の知識**  
vol.33  
令和4年2月  
国税庁

**築館税務署からのお知らせ**

**確定申告会場への入場には、「入場整理券」が必要です。**

確定申告会場(築館税務署)の混雑緩和を図るため、確定申告会場への入場は、入場できる時間枠が指定された「入場整理券」が必要となります。

■ 入場整理券の配布方法は2通りです。

1. 確定申告会場当日配布します。(午前8:30から)  
※配布状況により、後日の来場をお願いすることもあります。
2. オンライン(LINE)で事前発行します。  
※国税庁LINE公式アカウントから事前取得できます。  
※国税庁LINE公式アカウントを友だち追加してください。

**パソコン・スマホから確定申告** もう手書きにはもどれない・・・

**スマホ×確定申告 ~ネクストステージ~ 進化するスマート申告!**

**1 「国税庁ホームページ」へアクセス**  
✔ 税務署に行く手間がかかりません!  
✔ 確定申告期間中は24時間いつでも利用できます!  
(注) 確定申告期間以外の利用可能時間やメンテナンスによりご利用いただけない時間帯については、e-Tax ホームページでご確認ください。

**2 申告書を作成**  
✔ 画面の案内に従って金額などを入力するだけで申告書が作成できます!

**3 e-Tax で送信して提出**

<b>マイナンバーカードを使って送信</b>	<b>IDとパスワードで送信</b>
<p>用意するのは、次の2つ!</p> <p>①マイナンバーカード ②ICカードリーダライタ 又はマイナンバーカード対応のスマートフォン</p>	<p>・ID・パスワード方式の届出完了通知の発行を希望される場合は、<b>申告されるご本人</b>が顔写真付きの本人確認書類をお持ちの上、<b>お近くの税務署</b>にお越しください。 ・確定申告会場で、既にID・パスワード方式の届出を提出された方は、申告書の控えと一緒に保管されている場合がありますので、ご確認ください。</p>

✔ 印刷して郵送等で税務署へ提出することもできます!  
プリンタをお持ちでなくても、コンビニエンスストア等のプリントサービス(有料)を利用して印刷できます。

**e-Taxで手続完結**  
「マイナンバーカード」と「マイナンバーカード対応のスマートフォン」をお持ちの方は、e-Taxで送信できます。また、マイナンバーカード対応のスマートフォン等をお持ちでない方も、「ID・パスワード方式の届出完了通知」に記載されたID・パスワードがあれば、e-Taxで送信できます。  
(注)・タブレット端末からご利用いただけます。  
・e-Taxをご利用できない方は、作成した確定申告書を印刷し、税務署に郵送等で提出できます。



# 栗原法人会の活動レポート

## 令和3年10月後半から令和4年1月

**10/18~22 Mon Fri**  
**第5回 高校生の「税」の写真展開催**  
 場 所：栗原市築館「栗原市役所 1階ロビー」  
 テーマ：「身近な税の使い道」  
 応募数：25作品

租税教育推進の一環として、市内の高校生を対象に「税」の写真展を開催し、多くの方にご来場頂き、審査にご協力を頂きました。また税を考える週間の期間中(11月11日~17日)は審査結果をくりこま高原駅(観光案内所・展示スペース)に掲示させて頂きました。その後も11月末までイオンスーパーセンター栗原志波姫店に作品展示し、好評をいただきました。



**11/24 Wed**  
**市民公開講演会「簡単DIY教室」**  
 場 所：栗原市築館「栗原コスモビル多目的ホール2階」  
 講師：(有)伊藤ハウジング 伊藤真大氏  
 参加者数：6名  
 (うち一般2名)

プロのご指導のもと、あると便利な踏み台を作成しました。材料をノコギリで斜めに切るのが難しく悪戦苦闘しながら、なんとか完成することができました。



**11/24 Wed**  
**経営セミナー**  
 場 所：栗原市築館「市民活動支援センター」  
 演 題：「利益を生み出す経営手法」  
 講師：野口建設(株) 代表取締役社長 野口典秀氏  
 参加者数：35名 (うち一般1名)



「会社とは何のために存在しているのか」や、「売上総利益(粗利益)を上げる」についてグループ討議をし互いに発表し合いました。参加者からは、様々な意見から経営のヒントを得られたと好評をいただきました。最後に野口社長から一緒に会社を発展させて栗原を盛り上げていきましょうと締めくくられました。

**10/21 Thu**  
**税務研修会**  
 場 所：栗原市築館「ホテルグランドプラザ浦島」  
 演 題：「笑顔が生まれるまちくりはら」  
 講師：栗原市長 佐藤 智氏  
 演 題：「適正・公平な課税の実現に向けた国税の徴収手続」  
 講師：築館税務署 署長 福田栄作氏  
 参加者数：62名 (うち一般5名)



今回は熱い選挙戦を勝ち抜いて4月に就任された栗原市長 佐藤智市長と7月の定期異動で築館税務署に着任された福田栄作署長をお迎えして講話をいただきました。



**12/3 Fri**  
**市民公開講演会「アート書道教室」**  
 場 所：栗原市築館「ご馳走ダイニング満てん」  
 講師：鳳鳴会 主宰 後藤法明氏  
 参加者数：19名  
 (うち一般2名)

今回は寅年のカレンダーに「自由に心に響く言葉」を書き記しました。後藤法明先生はこの機会をきっかけに「言葉に込められた思いを味わい、書道を楽しんで…」と呼びかけました。



**10/27 Wed**  
**市民公開講演会「写真クラブ」**  
 場 所：栗原市若柳「くりでんミュージアム」  
 講師：KIKORI photo studio 代表 佐藤真宏氏  
 参加者数：8名 (うち一般3名)

今年は、くりはら田園鉄道(株)の前身である栗原軌道(株)が開業して創立100周年を迎えたことを記念し、くりでんミュージアムを見学して、旧若柳駅から実際にくりでんに乗車し、車窓からの風景や電車を撮りました。参加者は撮影した写真を披露して講師の方から講評をいただきました。



**12/9 Thu**  
**租税教室**  
**「私たちのくらしと税金」**  
 場 所：栗原市高清水「高清水小学校」  
 講師：青年部会部員 小松道由氏 他3名  
 参加者数：6年生 21名

事前に税の勉強に取り組んでいることもあり、多くの児童が税に関して知識もあり、クイズにも積極的に答えてくれました。後日、児童から「ありがとう」のお手紙が届きました。



**12/15 Wed**  
**「中学生のための租税教室」**  
 場 所：栗原市志波姫「志波姫中学校」  
 講師：青年部会幹事 三宮 参氏 他3名  
 参加者数：3年生 44名

中学生の租税教室では、税の三原則から、公平な税負担についてグループ討議等して、一緒に学びました。熱心にメモを取っている生徒が多く、これからの税のあり方について深く関心を持ってくれたようです。



**12/17 Fri**  
**実務セミナー**  
 場 所：栗原市築館「市民活動支援センター」  
 演 題：「Excelを使いこなして業務効率改善！」  
 講師：ナレッジフォース・パートナーズ合同会社 藤原敬行氏  
 参加者数：9名 (うち一般1名)



今回はPCを使わずに座学中心のセミナーでしたが、初期設定を適切に行うこと、マウス操作を極力なくしショートカットキーを効果的に活用すること、Excel関数を使いこなすことの、この3つのポイントを重点に解説していただきました。

### ～税を考える週間特別企画～ 税務等セミナー

場 所：栗原市築館「市民活動支援センター」  
 「税を考える週間」に税務等セミナーを開催しました。各テーマにて講師先生に分かりやすく解説いただきました。

**11/11 Thu**  
**「年末調整説明会」& 「インボイス制度について」**  
 講師：築館税務署 法人課税部門 上席調査官 小野寺幸喜氏  
 参加者数：28名  
 (うち一般6名)



**11/12 Fri**  
**「相続に関する雑談」**  
 講師：税理士 菅原勝直氏  
 参加者数：10名  
 (うち一般2名)



### 高校生の税の写真展表彰式

栗原法人会長賞 佐藤里奈さん(迫桜高等学校)、栗原市長賞 佐藤風花さん(迫桜高等学校)、築館税務署長賞 白鳥ほのほさん(築館高等学校)、栗原市租税教育推進協議会長賞 富田真史さん(築館高等学校)、金賞 工藤花奈さん(迫桜高等学校)、銀賞 安部陽菜さん(迫桜高等学校)です。おめでとうございます。優秀作品を掲載したカレンダーは市内外に1000枚配布し、税のPRを行いました。

**11/15 Mon**  
 場 所：栗原市築館「築館高等学校」

**11/18 Thu**  
 場 所：栗原市若柳「迫桜高等学校」

**11/22 Mon**  
**令和4年度 税制改正要望陳情**  
 場 所：栗原市築館「栗原市役所」  
 陳情先：栗原市・栗原市議会

栗原市長と市議会議員へ「税に関する提言」を行い、企業の地方創生への取り組みを後押しするために雇用創生・人口還流・若者未来・地域活力の行財政改革を提案してまいりました。



**1/20 Thu**  
**新春講演会**  
 場 所：栗原市築館「ホテルグランドプラザ浦島」  
 演 題：「激動の世界と今後の日本経済」  
 講師：経済学者/嘉悦大学教授 高橋洋一氏  
 参加者数：126名 (うち一般42名)

新型コロナウイルス感染拡大の収束について他国の感染状況や過去のデータ分析から推測し、政治や官僚・マスコミが国民に伝えたがらない真実を解説していただきました。



**1/20 Thu**  
**税に関する絵はがきコンクールinくりはら**  
 場 所：栗原市築館「ホテルグランドプラザ浦島」  
 応募数：425作品  
 投票数：294票

栗原市内の小学校6年生を対象とし、毎年行われています。多くの一般の方々に「税について理解し、工夫して描けている作品」に投票していただきました。

